

荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。

このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示し、陸運事業者及び荷主等それぞれに荷役災害防止の担当者を指名するとともに、荷役災害防止に必要な安全衛生教育を実施することと定めています。

本年度は、この荷役ガイドライン周知を目的とした講習会を下記日程により行います。

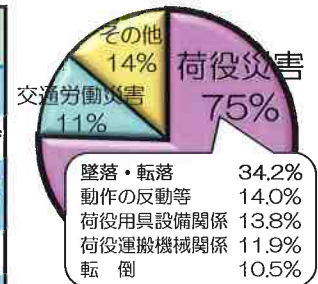
この講習会は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。

荷主等(陸運業元請事業者含む)の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

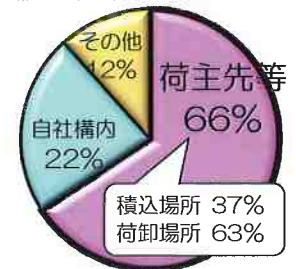
【荷役作業安全ガイドラインのポイント】

荷主等の実施事項	陸運事業者の実施事項
① 荷役災害防止担当者の指名と教育	① 荷役災害防止担当者の指名と教育
② 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育	② 荷役作業従事者、作業指揮者に対する安全衛生教育
③ 陸運事業者への必要な荷役作業の通知、余裕を持った着時間の設定、作業場所の安全な環境確保、混在作業の調整	③ 荷主等の事業場における荷役作業の有無の確認と適切な対策等
④ 荷役作業における労働災害防止対策	④ 荷役作業における労働災害防止措置
⑤ 荷役作業における役割分担の明確化、配送先における荷卸しの役割分担の明確化、陸運事業者との連絡調整	⑤ 荷役作業における役割分担の明確化、荷主等との連絡調整
⑥ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の疲労に配慮した着時間の弾力化	⑥ 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の疲労に配慮した運行計画の作成
⑦ 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の必要な措置(元請事業者)	⑦ 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の必要な措置(請負事業者)
⑧ 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知	

【陸運業の労働災害の内訳】



【陸運業の荷役災害被災場所】



～ 講習会の主な内容 ～

- 開催日時 令和3年2月15日(月) 13:30～16:30
- 開催場所 卸町会館大会議室(仙台市若林区卸町2-15-2) ※サンフェスタの駐車場をご利用下さい
- 講習会の内容

- 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について (宮城運輸支局担当官)
- 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割 (宮城労働局担当官)
- 荷役作業安全ガイドライン (陸災防安全管理士)
- 質疑応答、アンケート記入

- 定員 50名(先着順)
- 参加費・駐車場代及びテキスト代 無料
- 参加申込方法

申込みは、下記参加申込書にご記入し、陸災防宮城県支部までファックスでお申込みください。

- 修了証交付 本講習会を受講された方には、修了証を交付します。
- 講習会に関する問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 宮城県支部 TEL: 022-232-6829

切り取り不

陸災防 宮城県支部 FAX: 022-232-6830

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名	
事業場名	(業種:)
住所	〒
電話番号	TEL
ご担当者氏名	ご担当者

※新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮した上で開催いたしますが、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。
 ※参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外は使用いたしません。